

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法 律〕

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律(一八)

○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(一九)

○地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律(二〇)

○社会福祉法等の一部を改正する法律(二一)

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(二二)

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律(二三)

### 〔政 令〕

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(一八一)

三

四

五

六

七

八

### 〔省 令〕

○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一八二)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(一八三)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(一八四)

○社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(一八五)

○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(一八六)

○児童福祉法施行令の一部を改正する政令(一八七)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働三)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(同四、五)

○健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同七六)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(同七七)

○社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同七八)

九

一〇

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

### 〔告 示〕

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同八〇)

○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(同八一、八二)

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令(経済産業六〇)

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(経済産業・環境四)

○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(国土交通三九)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八号第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件(文部科学・厚生労働一)

○社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(厚生労働一八三)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件(同一八四)

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件(同一八五)

○健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程(同一八六)

○健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程(同一八六)

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

### 本号で公布された 法令のあらまし

◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（法律第一八号）（経済産業省）

1 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「機構法」という。）附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に係る排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る機構法の規定を削除することとした。（本則関係）

2 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、機構法第二十五条第二項各号に掲げる業務に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収等の業務を行うことができることとし、これに伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

3 この法律は、平成二八年三月三十一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（法律第一九号）（国土交通省）

1 踏切道改良促進法の一部改正関係  
国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二八年度以降の五箇年間に於いて改良することが必要と認められるものについて、改良の方法を定めずに指定することとした。（第三条関係）

2 地方踏切道改良計画の作成・提出等  
（一）指定された踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、当該踏切道の改良に関する計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出できること

とし、この場合において、4の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならないこととした。（第四条関係）  
（二）地方踏切道改良計画には、特別な事情がある場合には平成二八年度以降の五箇年間に超える期間を記載するほか、2の3の道路協力団体の協力が必要な事項を記載できることとした。（第四条関係）

3 踏切道改良計画の作成  
鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差する場合における踏切道については、国土交通大臣が当該踏切道の改良に関する計画（以下「踏切道改良計画」という。）を作成することとするともに、記載事項については、2の（二）と同様とすることとした。（第五条関係）

4 地方踏切道改良協議会  
地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織できることとした。（第六条関係）

5 改良の実施  
鉄道事業者及び道路管理者は、1に規定する期間において踏切道改良基準に適合する改良の方法により（地方踏切道改良計画を提出した場合又は国土交通大臣により踏切道改良計画が作成された場合においては、当該地方踏切道改良計画又は当該踏切道改良計画に従い）、当該踏切道の改良を実施しなければならないこととした。（第七条関係）

2 違法放置等物件に係る対策の強化  
道路管理者は、道路に設置されている物件や、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼすおそれがある場合又は物件の占有者等が除去等の命令に従わないとき若しくは現場にいないときについても、自ら除去できることとした。（第四条の二関係）

2 立体道路制度に係る国有財産法等の特例の創設  
道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（行政財産であるものに限り、上空等に交通確保施設を所有し、又は所有しようとする者に対し、国有財産法第一八条第一項又は地方自治法第二三八条の四第一項の規定にかかわらず、当該施設の所有を目的とする区分地上権を設定できることとした。（第四七条の七関係）

3 道路協力団体  
（一）道路管理者は、（二）の業務を適正かつ確実に行うことができること認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定できることとした。（第四八条の二〇関係）  
（二）道路協力団体は、道路管理者に協力して道路に関する工事又は道路の維持を行うこと等の業務を行うこととした。（第四八条の二一関係）  
（三）道路管理者の道路協力団体に対する監督等を定めることとした。（第四八条の二二関係）  
（四）国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に対し、（二）の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うこととした。（第四八条の二三関係）  
（五）道路協力団体が（二）の業務として行う国土交通省令で定める行為の許可等については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもち、これらの許可等があったものとみなすこととした。（第四八条の二四関係）  
（六）道路協力団体は、一の2の地方踏切道改良計画又は一の3の踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該地方踏切道改良計画又は当該踏切道改良計画に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に協力することとした。（第四八条の二五関係）

3 道路整備特別措置法の一部改正関係  
1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、二の3の（四）の規定による協議を行うこととした。（第八条及び第一七条関係）  
2 道路管理者は、高速道路等について、二の3の（一）の規定による道路協力団体の指定等の権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社又は地方道路公社の意見を聴かなければならないこととした。（第三〇条及び第三一条関係）  
4 この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、二の1の改正規定、二の2の改正規定等は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（法律第二〇号）（内閣府）  
1 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三三年三月三十一日まで延長することとした。（附則第二項関係）  
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇社会福祉法等の一部を改正する法律（法律第二一号）（厚生労働省）  
1 社会福祉法の一部改正関係  
社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならないこととした。（第二四条第二項関係）  
2 社会福祉法人の経営組織の見直し  
（一）評議員、理事、監事及び会計監査人の資格、職務及び責任並びに評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び会計監査人の権限に関する規定の整備を行うこととした。（第三六条、第四五条の二二関係）

（二）道路協力団体は、一の2の地方踏切道改良計画又は一の3の踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該地方踏切道改良計画又は当該踏切道改良計画に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に協力することとした。（第四八条の二五関係）

(二) 社会福祉法人は評議員会を置かなければならないものとし、評議員会において、理事、監事及び会計監査人の選任等の重要事項の決議を行うこととした。(第三六条第一項、第四三条第一項及び第四五条の八等関係)

(三) 一定規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならないこととした。(第三七条関係)

(四) 清算に関する規定の整備を行うこととした。(第四六条の三、第四七条の七関係)

(五) 合併に関する規定の整備を行うこととした。(第四八条、第五五条関係)

3 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上  
(一) 何人も閲覧の請求ができることとする等、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等の備置き及び閲覧に係る規定を整備することとした。(第五九条の二等関係)

(二) 社会福祉法人は、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を公表しなければならないこととした。(第五九条の二第一項関係)

4 社会福祉法人の財務規律の強化  
(一) 社会福祉法人は、評議員、理事等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととした。(第二六条の二関係)

(二) 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならないこととした。(第四五条の三五第一項及び第五九条の二第一項関係)

(三) 毎会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人について、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないこととした。(第五五条の二第一項関係)

(四) 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、社会福祉事業等、地域公益事業(公益事業であつて、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対して、無料又は低額な料金を、その需要に応じた福祉サービスを提供するものをいう。)、その他の公益事業の順に検討し、記載しなければならないこととした。(第五五条の二第四項関係)

(五) 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者及び事業区域の住民その他関係者の意見を聴かなければならないこととした。(第五五条の二第五項及び第六項関係)

5 行政の関与  
(一) 所轄庁は、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な勧告をすることができるとした。(第五六条第四項関係)

(二) 都道府県知事は、社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、統計等を作成し、公表に努めるとともに、厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民に迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施することとした。(第五九条の二第二項及び第五項関係)

(三) 厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は市長に対し、社会福祉法人の指導及び監督の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならないこととした。(第五九条の三関係)

6 社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針の改正  
社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針を、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業(以下「社

会福祉事業等」という。)に従事する者の確保等に関する基本指針に改めることとした。(第八九条関係)

7 離職した介護福祉士等の届出  
社会福祉事業等に従事していた介護福祉士の資格を有する者が離職した場合等には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等を届け出るよう努めなければならないこととした。(第九五条の三関係)

二 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正関係  
1 退職手当金の支給に要する費用に係る補助の見直し  
障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外することとした。(第二一条第一項、第三項及び第一八条関係)

2 被共済職員の退職手当金の支給乗率の改定  
退職手当金の算定に係る支給乗率について、被共済職員期間が長期の場合の支給乗率を引き上げる等の措置を講ずることとした。(第八条及び第九条並びに附則第三項及び第四項関係)

3 被共済職員期間の合算が認められる期間の見直し  
被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に被共済職員期間の合算が認められる期間を二年以内から三年以内とすることとした。(第一一条第八項関係)

三 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正関係  
平成二八年度から平成三〇年度までに、高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者等であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができることとした。(附則第二一条関係)

四 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正関係  
1 介護福祉士の資格取得方法に関する改正規定の施行の延期  
大学に入学することができる者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「介護福祉士の養成施設」という。)において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに等しい、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める規定の施行期日を、平成二八年四月一日から平成二九年四月一日に変更することとした。(附則第一一条関係)

2 介護福祉士の資格取得に関する特例  
(一) 平成二九年度から平成三三年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、介護福祉士となる資格を有することとした。(附則第六条の二第一項関係)  
(二) の者が受けた介護福祉士の登録は、その者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、効力を失うこととした。(附則第六条の二第二項関係)  
(三) の者が、卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から継続して五年間介護等の業務に従事した場合には、五年間経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有することとした。(附則第六条の三関係)  
(四) の者が、育児休業等をした場合には、(一)から(三)までの適用については、五年間に限り育児休業等をした期間を考慮することとした。(附則第六条の四関係)

五 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係  
四の2による介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成二八年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱いとすることとした。(附則第一三九条第九項、第一一四項関係)

六 施行期日等

1 検討

(一) 政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後の各法律(以下「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定については、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第三五条第一項関係)

(二) 政府は、平成二九年年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘案し、独立行政法人福祉医療機構に対する国の財政措置(保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第三五条第二項関係)

2 経過措置等

(一) 一定規模以下の社会福祉法人は、施行日から起算して三年を経過するまでの間、評議員の定員を四人以上とすることとした。(附則第一〇条関係)

(二) 二の施行の日の前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務に従事していた者に係る所要の経過措置を定めることとした。(附則第二六条、第二九条関係)

(三) (一)及び(二)のほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この法律は、平成二九年四月一日から施行することとした。ただし、四及び五については公布の日から、一、二、三、四(一)に限る。五(二)を除く。及び六、二並びに三については平成二八年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(法律第二二号)(内閣府本府)

1 仕事・子育て両立支援事業  
(一) 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第五九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第一二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るもの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとした。(第五九条の二第一項関係)

(二) 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとした。(第五九条の二第二項関係)

2 基本指針

内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)

3 拠出金

(一) 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六九条第一項関係)

(二) 拠出金の率の上限を一、〇〇〇分の二・五以内を引き上げること等とした。(第七〇条第二項関係)

4 その他

その他所要の改正を行うこととした。

5 施行期日等

(一) 特別会計に関する法律(平成一九年法律第二二二号)について所要の改正を行うこととした。(附則第二二項関係)  
(二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。(附則第三項及び第四項関係)  
(三) この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律(法律第三三号)(財務省)

一 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係  
1 復興債の償還費用の財源等  
(一) 平成二八年年度から平成三四年年度までの間において、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとした。(第三条の二関係)

(二) 郵政民営化法第三六条第一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式について、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所屬替をすることとした。(第五条の二関係)

(三) (一)の繰入金及び平成三四年年度までに生じた日本郵政株式会社の株式処分収入について、復興債の償還費用の財源に充てることとした。(第七二条関係)

2 復興債の発行期間の延長  
平成三二年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとした。(第六九条関係)

3 その他  
割引の方法をもって発行された復興債について、発行価格差減額繰入れに関する特別会計に関する法律の規定の適用に当たっては、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとした。(第七四条関係)

二 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正関係

1 趣旨  
最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二八年年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。(第一条関係)

2 特例公債の発行期間等  
(一) 財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二八年年度から平成三二年度までの間の各年度の一般会計の歳入の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることとした。(第三条関係)

(二) 特例公債を発行する場合には、平成三二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めることとした。(第四条関係)

三 その他

1 経過措置  
所要の経過措置を定めることとした。(附則第二二条関係)

2 財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保  
復興施策に必要な財源の確保及び一般会計の歳入の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うこととした。(附則第三条関係)

四 この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第一八一号)(財務省)

- 1 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。(第一条、第四条関係)
- 2 この政令は、平成二八年三月三十一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第一八二号)(国土交通省)

- 1 踏切道改良促進法施行令の一部改正関係  
保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施に要する費用の補助の対象とする鉄道事業者の要件を定めることとした。(第二条関係)
- 2 道路法施行令の一部改正関係  
国道の新設又は改築に要する費用に係る都道府県の負担金を他の都道府県に分担させる場合の基準について定めることとした。(第二〇条関係)

三 国土交通省組織令の一部改正関係

- 1 国土交通省道路局道路交通管理課が踏切道の指定等に関する事務を所掌する期限を平成三三年三月三十一日までに延長することとした。(附則第一七条関係)

四 施行期日  
この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一八三号)(厚生労働省)

- 1 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(本則関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(厚生労働省)

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係  
三年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する学校及び養成施設(以下「学校等」という。)に関する規定の整備を行うこととした。(第一条関係)
- 2 社会福祉法施行令の一部改正関係  
社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業に学校等を経営する事業を加えることとした。(第二条関係)

- 3 経過措置  
学校等の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができることとした。また、この申請があつた場合には、主務大臣(養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事)は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずることとした。(附則第二条関係)

四 施行期日  
この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令(政令第一八五号)(厚生労働省)

- 1 社会福祉法施行令の一部改正関係  
特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係を定めることとした。(第一三条の二関係)
- 2 社会福祉法を目的とする事業を定めることとした。(第二三条の二関係)
- 3 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係  
障害福祉に関する施設及び事業を特定介護保険施設等とすることとした。(第一条、第一条の二及び第二条関係)

2 児童福祉法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童が入所する障害児入所施設等に使用される特定介護保険施設等職員に係る掛金の額を定めるとともに、単位掛金額及び補助金算定対象額を改めることとした。(第六条第二項、第四項及び第五項、第七条、第八条並びに第九条関係)

- 3 施行期日等
- 1 経過措置  
(一) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置を定めることとした。(第五条、第七条関係)

- (二) 社会福祉法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の規定による高等学校又は中等教育学校の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができるものとすることとした。また、この申請があつた場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずるものとすることとした。(附則第一〇条関係)

- (三) (二)のほか、この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第二条、第九条関係)

2 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、1の(二)については、公布の日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(政令第一八六号)(内閣府)

- 1 低所得世帯における保育料の負担軽減措置の拡充  
(一) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満である場合の利用者負担の上限額について、新たに額を定めることとした。(第四条、第七条及び第九条、第一三条関係)

(二) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等)にあつては、五万七、七〇〇円未満であり、複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る利用者負担の上限額の特例を設けることとした。(第一四条の二関係)

- 2 拠出金率の改定  
子ども・子育て支援法第七〇条第二項に基づき定める拠出金率は、一、〇〇〇分の二・〇とした。(第二七条関係)

- 3 附則関係  
(一) この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例によることとした。(附則第二条関係)

- (二) この政令による改正後の2の規定は、平成二八年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例によることとした。(附則第三条関係)

(三) この政令の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第四条及び第五条関係)

(四) この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一八七号)(厚生労働省)

- 1 児童(これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む)が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費及び特別障害児通所給付費に係る負担上限月額の見直しを行うこととした。(第二四条及び第二五条の二関係)
- 2 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。